

## Qいつから変わるの？

### A 住民税については、平成19年度分から新しい税率となります。

サラリーマン（給与所得者） ……平成19年6月分の源泉徴収時から  
 年金受給者 ……平成19年6月納付時から  
 事業所得者等 ……平成19年6月納付時から

**所得税については、平成19年の所得から新しい税率となります**が、所得税を納める時期の関係で、次のようになります。

サラリーマン（給与所得者） ……平成19年1月分以降の源泉徴収時から  
 年金受給者 ……平成19年2月以降（支給日）から  
 事業所得者等 ……平成19年分の所得を申告する「平成20年2～3月の確定申告時」から

### 人的控除額の差に基づく減額措置について

住民税と所得税の人的控除の差（下記参照）があるため、住民税の税率を5%→10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまいます。この負担増を調整するため、住民税の所得割額から次の額が減額されます。

#### 1. 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の人

- ①と②のいずれか小さい額の5%  
 ① 人的控除額の差の合計額  
 ② 個人住民税の課税所得金額

（例）住民税と所得税の人的控除額

人的控除種類	住民税	所得税	控除額の差
基礎控除	33万円	38万円	5万円
配偶者控除	33万円	38万円	5万円
扶養控除	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円

#### 2. 個人住民税の課税所得金額が200万円超の人

{人的控除の差の合計額 - (個人住民税の課税所得金額 - 200万円)} の5%  
 ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします。

### ※ 税源移譲以外の主な改正点

#### ● 定率減税の廃止について

平成11年度から景気対策のために暫定的に導入されてきた定率減税が平成19年度より全額廃止になります。

年 度	減税率	限度額
平成17年度	15%	4万円
平成18年度	7.5%	2万円
平成19年度	廃 止	

#### ● 老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置について

平成17年1月1日現在65歳以上（昭和15年1月2日以前生まれの人）で、合計所得金額が125万円以下の人に適用されていた、市県民税の老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置が平成19年度分を最後に、平成20年度分よりなくなります。

年 度	経 過 措 置		
	個人住民税（所得割）	均 等 割	
		市民税	県民税
平成18年度	所得割の3分の2を減額	1,000円	400円
平成19年度	所得割の3分の1を減額	2,000円	900円
平成20年度	減額なし	3,000円	1,500円

※県民税（均等割）については、森林環境税（500円）を含みます。

■ 問合せ 税務課市民税係 ☎(内線298、256)